

伊豆の国市企業立地事業費補助金交付取扱要領

全部改正	平成30年3月30日決裁
改 正	令和3年8月30日決裁
改 正	令和4年4月4日決裁
改 正	令和6年3月22日決裁
改 正	令和7年3月28日決裁
改 正	令和7年12月26日決裁

第1 工場等の設置

伊豆の国市企業立地事業費補助金交付要綱（平成30年伊豆の国市告示第62号。以下「要綱」という。）第2(1)に規定する「工場等を設置」とは、工場等の建物を新築するほか、工場等を売買又は賃借等で取得し、機械設備を購入して業務を開始した場合を含む。

なお、立地の形態については、新設のほか、増設、移転を含む。

増設：自社の既存の工場等の敷地に隣接して、1,000平方メートル以上の用地を取得した場合をいう。

移転：自社の既存の工場等の全部又は一部を廃止する計画のもとに、別の工場等の敷地において新たに工場等を設置する場合をいう。

第2 補助対象企業

(1) 要綱第2(1)の「組合」とは、それ自体が事業活動の主体となり生産活動等を行うものをいう。

(2) 要綱第2(2)ウの「別に市長が定めるもの」とは、商品の販売を主たる目的とした施設をいう。

(3) 要綱第2(3)ウただし書の「市長が別に定める場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいい、これにより要綱第2(3)ウに規定する期間内に業務を開始することが困難な特定企業等は、当該期間の満了する6月前まで（力に該当する場合にあっては、当該期間の満了する日まで）に、別紙1「業務開始の延長に係る申出書」によりその旨を申し出て、市の承認を得るものとする。

ア 工場等の設置に当たり、法令による土地利用の規制に係る行政手続に時間要する場合

イ 設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費を除く。）

が30億円以上の大規模な工場等の設置で、当該期間内に業務を開始することが困難な場合

ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴う工場等の設置で、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要する場合

エ 建物の完成又は機械の設置完了後、工場等の業務を開始するまでの間に法令により義務付けられている行政手続に時間要する場合

オ 公共事業や公共イベント等への協力により工場等の設置が中断する場合

カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投資の遅れにより当該期間内に業務を開始することが困難な場合

(4) 前項に規定する「業務開始の延長に係る申出」の承認を受けた者は、業務開始日の属する年度が到達するまで、毎年7月末日までに要綱様式第2号の「事前協議概要調書」を提出し、事業の進捗状況を報告する。

第3 用地の取得

(1) 要綱第2(3)ウの「用地の取得」とは、土地の売買若しくは賃貸借等の契約締結、土地の売買若しくは賃貸借の予約又は買主から売主への手付の交付のうち、最も時期の早いものをいい、その親会社、その子会社又はその関連会社から取得した場合を含まない。

(2) 用地の賃借等、用地の所有権を取得しない場合は用地に対する補助の対象とならないが、新規雇用に対する補助の対象となる。

第4 雇用要件

(1) 要綱及びこの要領において「従業員の数」とは、雇用保険法上的一般被保険者の数と、雇用保険法上の高年齢被保険者の数との合計数をいう。

(2) 要綱第2(3)オの「パートタイマー」とは、雇用保険法上的一般被保険者又は高年齢被保険者であって、一週間の所定労働時間が30時間未満である者をいう。

(3) 要綱第2(3)オの「10人以上である」とは、当該事業所における特定企業等の従業員の数が10人以上であることをいう。

(4) 要綱第2(3)カ(7)の「1人以上増加する」とは、特定企業等の県内における従業員の数について、当該事業所及び県内全ての事業所で、業務を開始する日の属する月の末日の数と用地を取得した日の属する月前1年の各月の末日の数を合計して12で除した数を比較し、前者が後者よりそれぞれ1人以上増加していることをいう。また、(4)の「0人以上1人未満増加」とは、同様の方法で算出

した従業員の数が0人以上1人未満増加していることをいう。

(5) 要綱第2(3)カ(イ)の「生産性」とは、物的労働生産性及び価値労働生産性をいい、次に掲げる方法で算出した数をいう。

ア 物的労働生産性とは、生産量を従業員の数で除した数

イ 価値労働生産性とは、生産額を従業員の数で除した数

(6) 要綱第2(3)カ(イ)の「10パーセント以上向上すること」とは、物的労働生産性又は価値労働生産性について、業務開始日の属する月から起算して25か月目から36か月目までの1年間の平均と用地を取得した日の属する月前1年間の平均を比較し、前者が後者より10パーセント以上増加していることをいう。

(7) 要綱第2(3)クの「5人以上であること」とは、当該事業所における特定企業等の研究員の数が5人以上であることをいう。

第5 補助の対象及び補助額の算出

(1) 要綱別表第2の対象施設の欄の「主として」とは、当該工場で複数の製品を生産している場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。

ア 当該製品の生産量又は生産金額が、当該工場で生産する製品全体の50%超を占めていること。

イ 当該製品に係る生産施設の床面積が、当該工場における生産施設の延床面積の50%超を占めていること。

(2) 要綱別表第2の対象施設の下欄に規定する「市長が別に定めるもの」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当すると市長が認めるものをいう。

ア ファルマバレープロジェクト、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト、フォトンバレープロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場

イ 新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術、半導体等に関連する製品を製造する工場

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場

(3) 要綱第3(1)及び(2)の表中の「別に定める新規雇用者数」とは、以下のとおりとする。

ア 新たに市内に事業所を設置する企業等の場合

当該事業所における特定企業等の新規雇用者数（市内に住所を有する新規

雇用者（パートタイマーを除く。）にあっては100分の100、市外で県内に住所を有する新規雇用者（パートタイマーを除く。）にあっては100分の50、市内に住所を有する新規雇用者（パートタイマーに限る。）にあっては100分の50、市外で県内に住所を有する新規雇用者（パートタイマーに限る。）にあっては100分の25の換算率により換算した数とする。以下同じ。）は、業務を開始する日の属する月の末日の数とする。

イ すでに市内に事業所がある企業等の場合

当該事業所における特定企業等の新規雇用者数は、業務を開始する日の属する月の末日の数から用地を取得した日の属する月前1年間の各月の末日の数を合計して12で除した数を減じた数とする。

ウ ア、イいずれの場合においても、原則として用地を取得した日以降に雇用した新規雇用者数を補助の対象とする数の上限とする。ただし、用地を取得した日前に雇用した者であっても、当該立地のために雇用したと明らかに認められる新規雇用者数は補助の対象に含むことができる。

第6 交付の申請

- (1) 交付の申請にあたっては、要綱第6(1)に規定する提出書類のほか、別紙2「雇用者数一覧表」を提出する。
- (2) 要綱第2(3)カ(イ)に該当する場合は、要綱第5(1)及び要綱第6(1)に規定する提出書類のほか、別紙3「雇用者数及び生産計画一覧表」を提出する。
- (3) 特定企業等により工場等を設置する場合は、要綱第5(1)及び要綱第6(1)に規定する提出書類のほか、別紙4「親子会社等に関する説明書」を提出する。

第7 交付の条件

- (1) 要綱第7(4)の「市長が別に定める期間」とは、10年とする。ただし、平成23年度以前に補助金の交付を決定した場合においては、20年とする。
- (2) 要綱第7(7)の「第2(3)才に規定する業務を開始するときの従業員の数及び第2(3)クに規定する業務を開始するときの研究員の人数並びに第2(3)カに規定する業務を開始するときに増加した従業員の数」とは、業務を開始するときの当該事業に係る事業所の特定企業等の従業員の数及び特定企業等の県内における従業員の数をいい、補助金の交付を受けた企業等は、これが3年間維持されていることを証明するため、交付年度の翌年度から3年間の毎年度末に公共職業安定所が発行する事業所台帳異動状況照会の写しを提出するものとする。

(3) 要綱第 7 (7)ただし書の「市長がやむを得ない事情があると認める場合」とは、世界経済の変動等予測不能な経営環境の変化、退職年齢者の集中等、従業員数の一時的な減少について、企業等の責に帰さない合理的な理由が存する場合をいう。

第8 実績報告

報告にあたっては、要綱第 9 (1)に規定する提出書類のほか、別紙 2 「雇用者一覧表」を提出する。

第9 その他

要綱及びこの要領において、事業に着手とは、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も時期の早いものをいう。

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この改正は、令和8年1月1日から適用する。

2 改正後の伊豆の国市企業立地事業費補助金交付取扱要領の規定は、令和8年1月1日以降に用地を取得（賃貸借を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設については、なお従前の例による。

3 新要領の規定及び様式による申請等の手続きは、新要領の施行前においても、それぞれの規定及び様式の例により行うことができる。

別紙 1 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

業務開始の延長に係る申出書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

所 在 地 _____
 名 称 _____
 代表者名 _____
 電話番号 _____
 責任者 職・氏名 _____
 作成者 職・氏名 _____

企 業 等 の 名 称			
工 場 等 の 名 称			
設 置 場 所			
設 置 形 態	造成済用地を取得 未造成用地を取得 用地取得なし (自社有地)		
用 地 取 得 日	年 月 日	事業着手日	年 月 日
着 工 (予定) 日	(延長前)		(延長後)
	年 月 日	年 月 日	
完 成 (予定) 日	年 月 日	年 月 日	
業務開始(予定)日	年 月 日	年 月 日	
要領第3(3)の 該当項目	ア 土地利用上の法的規制から、行政手続等に時間を要するもの イ 設備投資額（用地取得費、造成工事費除く。）が 30 億円以上のもの ウ 大型又は特殊な注文製作機械の設置を伴い、当該機械の設計、発注から納品まで時間を要するもの エ 業務を開始するまでの間に、法令に基づく許認可手続が義務付けられているもの オ 公共事業や公共イベント等への協力により事業が中断するもの カ 感染症のまん延、自然災害等、突発的かつやむを得ない事情による設備投資の遅れにより当該期間内に業務を開始することが困難な場合		
要綱第2(3)ウに掲げる期間内に業務を開始できない理由			

(注) 該当する項目を丸印で囲むこと。

別紙2 (用紙 日本産業規格A4縦型)

雇用者数一覧

企業名

年月	事業所台帳 異動状況紹介上 の雇用者数	特定企業等の県内全事業所						特定企業等の当該事業所	
		県内事業所勤務		県内に住所を有する一般被 保険者及び高年齢被保険者 (要綱上の従業員)				県内に住所を有する一般被 保険者及び高年齢被保険者 (e)のうち当該事業所に勤務 している者	
a	b	c=a-b	d	e=c-d	f	g	h	i	j
年 月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
前1年間 の平均									
前1年間 の平均 (1/2換算)									

年 月 (業務開始月末)									
業務開始月末 (1/2換算)									
(参考) 当該事業所に勤務する 県外に住所を有する者 ⇒									

※要綱上の従業員数…雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）パートタイマーは1／2換算。

※前1年間の平均…用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均（1／2換算前に小数点以下切捨）

別紙3 (用紙 日本産業規格A4縦型)

雇用者数及び生産計画一覧表

企業名 _____

	特定企業等の県内全事業所					
	県内に住所を有する一般被保険者及び高年齢被保険者 (要綱上の従業員)		生産品目 d	1 生産量 (　　／月) 2 生産額 (百万円／月) (該当する番号を○で囲むこと) e	生産性 f=e/a	
	うち 正従業員 a=b+c/2	うち パート タイマー b c				
前1年間の平均 (年 月 ~ 年 月)	(1/2換算)					
後1年間の平均 (年 月 ~ 年 月)	(1/2換算)					
後2年間の平均 (年 月 ~ 年 月)	(1/2換算)					
後3年間の平均 (年 月 ~ 年 月)	(1/2換算)					

※要綱上の従業員数…雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者。パートタイマーは1/2換算。

※前1年間の平均…用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均 (1/2換算前に小数点以下切捨)

※後1年間の平均…業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均 (1/2換算前に小数点以下切捨)

※後2年間の平均…13か月目から24か月目までの1年間の平均 (1/2換算前に小数点以下切捨)

※後3年間の平均…25か月目から36か月目までの1年間の平均 (1/2換算前に小数点以下切捨)

※生産品目…特定企業等の県内全事業所で生産される主な品目を記入

別紙4（用紙　日本産業規格A4縦型）

親子会社等に関する説明書

1 親子会社等の所在地及び名称

（1）親会社

名 称

所在地

（2）子会社

名 称

所在地

（3）関連会社

名 称

所在地

2 親子会社等の間の役割分担

会社	用地取得費	雇用増	設置工事等における事業内容
合計			

※添付書類

- ・親子会社等の間の株式の所有状況を証する書類
- ・親子会社等の間の業務委託内容が分かる書類
- ・親子会社等の間のリース契約内容が分かる書類
- ・親子会社等による事業全体の事業計画書（交付要綱様式第5号）
- ・親子会社等による事業全体の收支予算書（交付要綱様式第6号）